

新潟市で妊娠届出（妊婦給付認定申請）をした後、新潟市に住民票をおいたまま海外で居住されている妊産婦の方へ

1. 妊婦支援給付金の概要

以下のいずれの給付金も申請時点で新潟市に住民票を有する方で、新潟市で妊婦給付認定を受けている必要があります。

▶妊婦給付認定とは

- 対象者：医療機関により胎児心拍を確認された方で、令和7年4月1日以降に妊娠している（いた）方（妊産婦本人）。令和7年4月1日以降の妊娠期間に日本に住民票がある（あった）ことが必要です。
- 申請方法：原則、妊娠届出時に「妊娠届出書」、または転入時に「妊婦給付認定申請書」を提出

▶妊婦支援給付金1回目：妊婦1人あたり5万円を支給

※胎児心拍確認日から2年以内に申請が必要です。

▶妊婦支援給付金2回目：胎児の数×5万円

※出産予定日の8週間前の日（これ以前に流産・死産等した場合はその日）から2年以内に申請が必要です。

2. 妊婦支援給付金の受給方法について

（1）妊婦支援給付金1回目

妊娠届出時または転入時に申請案内を配付しています。妊婦支援給付金1回目を申請されていない場合は、お手元の申請案内からご申請ください。

（2）妊婦支援給付金2回目

原則、出産後の新生児訪問（生後4か月頃まで実施）で申請案内を配付しています。

海外で出産後すぐに日本へ帰国の予定がない方や、流産・死産・人工妊娠中絶をされた方は、申請方法を個別にご案内しますので、出産後または流産・死産・人工妊娠中絶をされた後にこども家庭課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

新潟市こども家庭課 妊婦支援給付金 担当

電話：025-226-1205（直通） メール：kodomok@city.niigata.lg.jp